

住宅耐震化促進のための補助制度をご活用ください

町では、『幌延町耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度）』を策定し、安全・安心のまちづくりを推進しています。

この計画の中では、木造住宅の耐震化助成制度が設けられています。耐震化助成制度は、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対し、補助金を交付するものです。

※詳しくは、総務課総務グループ 電話5-1111へお問い合わせください。

■耐震化促進のための補助金交付要綱（抜粋）		
区分	木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（抜粋）	木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（抜粋）
目的	町内に存する木造住宅の耐震診断をした者に対する補助	町内に存する木造住宅の耐震改修をした者に対する補助
定義	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断：国土交通省が定める建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断等 高齢者世帯：満65歳以上の夫婦又は単身者のみで構成される世帯 障がい者世帯：身体障害者手帳1級又は2級の者のみで構成される世帯等 	
補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅 木造2階建て以下の一戸建て専用住宅、共同住宅又は店舗併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された住宅
	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の無料一般診断を実施した結果精密診断を必要とする住宅 過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象住宅を所有する居住者 補助対象住宅を賃借する居住者 町税の滞納のない者 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象住宅を所有する者 町税の滞納のない者
補助対象工事等		上部補強工事、基礎補強工事、その他必要な工事、耐震改修設計及び工事監理
補助金交付額	<ul style="list-style-type: none"> 補助率：2分の1（高齢者及び障がい者世帯は3分の2）以内 限度額：10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○専用住宅及び店舗併用住宅 補助率：2分の1（高齢者及び障がい者世帯は3分の2）以内 限度額：100万円 ○共同住宅 補助率：3分の1と独立して居住の用に供する部分に数に20万円を乗じて得た額とのいずれか低い額 限度額：100万円

小山副町長が退任されました

幌延町副町長の小山敏夫氏が、4月30日付けで退任されました。

小山氏は昭和41年に役場に奉職し、平成17年8月1日より5年9ヶ月は助役・副町長として、町の行財政改革や安全安心のまちづくりにご尽力くださいました。



お疲れさまでした

